**第８章　健康危機管理体制**

**第１節　総合的な健康危機管理対策**

**１　健康危機管理体制の整備**

新たな感染症や毒劇物汚染、放射能被ばくなど、あらゆる健康危機管理事象に対応するため、「高知県健康政策部健康危機管理基本方針」及び「高知県健康危機管理マニュアル」を作成し、福祉保健所や市町村、消防、警察などの行政機関と医療機関などが、互いに連携して迅速に対応できるよう努めることとしています。

「高知県健康政策部健康危機管理基本方針」では、県民の生命・健康の安全を確保するため、医薬品や食中毒、感染症、毒劇物などにより生じる健康被害の発生と拡大の防止などに関する健康政策部の基本的な対応について定めています。

また、「高知県健康危機管理マニュアル（注１）」では、この基本方針に基づき「高知県健康危機管理調整会議」を設けるとともに、福祉保健所及び衛生環境研究所が所掌する業務に関するマニュアル等を作成することを規定しています。

　（注１）今後、厚生労働省の地域健康危機管理ガイドラインの改定（次期未定）の動向を注視しながら、「高知県健康危機管理マニュアル」についても見直しを図る予定です。

**２　健康危機管理に関連する主な計画**

県では、健康危機が発生した場合、事案に応じて、それぞれに策定された指針や計画に基づいた危機管理体制が発動されることとなります。

**（１）高知県危機管理指針**（平成23年３月作成）

県内で危機事象が発生し、または発生するおそれのある場合に備え、県の組織的な対応の基本的な枠組みを示し、これに基づき実践力を高めることで危機事象に速やかに対応するための管理方針

**（２）高知県国民保護計画**（平成30年６月変更）

国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）第34条の規定に基づき、武力攻撃事態などにおける関係機関が県民の保護のための措置を、的確かつ迅速に実施するための計画

**（３）高知県地域防災計画**（令和５年６月修正）

災害対策基本法第40条の規定に基づき、各種の災害から、県民の生命、身体及び財産を保護するために、防災上必要な諸施策について、県民と関係機関の役割を明らかにするとともに、重点を置くべき事項を示すことにより、災害時の対応能力を強化するための計画

**（４）高知県感染症予防計画**（令和６年３月改定・同年４月１日施行）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第10条に基づき、感染症患者への人権に配慮しつつ、本県の実情に即した感染症対策を総合的かつ計画的に推進するための計画

**（５）高知県新型インフルエンザ等対策行動計画**（平成30年３月改定）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第７条に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、健康被害や県民の生活への影響を最小限にとどめることができるよう、感染拡大を可能な限り抑制し、社会機能・経済機能を破綻に至らせないための計画

**（６）高知県食の安全・安心推進計画**（令和４年４月 第４次計画策定）

平成17年に制定された「高知県食の安全・安心推進条例」に基づき、県民と関係機関が連携して、生産から消費に至る一貫した食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための計画

**（７）高知県災害時医療救護計画**（令和５年７月一部改定）

近い将来に発生が予想される南海トラフ地震やその他の災害から、県民の生命と健康を守ることができるよう、医療救護の体制や関係者の役割を明らかにするための計画

**３　健康危機管理体制**

健康危機管理事案が生じた場合、以下の連絡体制をとることとしています。

また、全庁的な対応が必要となった事案については高知県危機管理本部での対応とし、各部局が連携して対処することとしています。

（図表8-1-1）健康危機管理体制図

